

ラムネットJシンポジウム in 沖縄

# 湿地保全と私たちの社会

〈湿地のグリーンウェイブ・イベント〉



第1部 無駄な公共事業と環境アセスメント

—泡瀬から変えよう!—

第2部 ユースの力で変えよう! 環境活動

—Good Practice from OKINAWA—

2011年6月26日(日)

沖縄市農民研修センター 大研修室

主催：ラムサール・ネットワーク日本(ラムネットJ)／泡瀬干潟を守る連絡会

※シンポジウム「湿地保全と私たちの社会」は、プロ・ナトゥーラ・ファンドの助成を受けています。

# プログラム

---

司会：安藤よしの（ラムネットJ理事）

## ●開会挨拶

柏木 実（ラムネットJ共同代表）

## 【第1部】無駄な公共事業と環境アセスメント—泡瀬から変えよう！—（13：00～16：15）

コーディネーター

花輪伸一（ラムネットJ共同代表）

## ●泡瀬干潟埋め立て事業の問題

1) 現場からの報告：工事着工により泡瀬干潟がどう変化したか

アセスで指摘された問題点の検証が全くない

小橋川共男（泡瀬干潟を守る連絡会共同代表）

2) 合理性のない土地利用計画

前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会事務局長／ラムネットJ理事）

## ●諫早湾干拓事業と博多湾人工島埋め立て事業の経験から

堀 良一（よみがえれ!有明訴訟弁護団事務局長／ラムネットJ共同代表）

〈休憩〉

## ●日本の環境アセスメント制度の現状と課題

大久保規子（大阪大学大学院法学研究科教授）

## ●質疑応答

〈休憩〉

## 【第2部】ユースの力で変えよう！環境活動

—Good Practice from OKINAWA—（16：30～18：00）

コーディネーター

原野スキマサ（バイオダイバーシティ・インフォメーション・ボックス代表／ラムネットJ理事）

宇田川飛鳥（慶應義塾大学社会学研究科博士課程）

## ●ユースからの事例紹介

桑江直哉（沖縄市議会議員、泡瀬干潟を守る連絡会）

KEN子（ミュージシャン、全国で沖縄を語るエコ番長）

岡田和樹（ハチの干潟調査隊、上関原発を考える広島20代の会）

## ●討議 —ユースから見た環境活動の問題点と可能性—

## ●閉会挨拶 漆谷克秀（泡瀬干潟を守る連絡会共同代表）

---

NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本 〒110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル2F

TEL/FAX：03-3834-6566 WEB：http://www.ramnet-j.org/ E-mail：info@ramnet-j.org

泡瀬干潟を守る連絡会 〒904-2161 沖縄県沖縄市古謝1171-3 コーポMK 1階 事務局携帯：090-5476-6628（前川）

TEL：098-989-0245 FAX：098-939-5622 WEB：http://awase.net E-mail：save\_awasehigata@yahoo.co.jp

# 泡瀬干潟埋め立て事業の問題

## 1) 現場からの報告「工事着工により泡瀬干潟がどう変化したか」 アセスで指摘された問題点の検証が全くない

泡瀬干潟を守る連絡会共同代表

小橋川 共男

### 1 立ち消えとなった海草の保全

泡瀬干潟には50%以上の被度を持つ広大な海草藻場56ヘクタールがあり、その保全が事業の前提であった。そのことで様々な移植実験が行われたが、ことごとく失敗。被度も年々で激減、ついには50%以上の被度を持つ海草が無くなったとして移植問題はちゃら。自然の遷移でかたずける事業者の責任のがれ。

### 2 海上工事による潮流の変化、汚濁の杜撰な予測

1区工事の護岸の進展と共に、近場の小型海草などの藻場が年々縮小、いまではほとんど見られなくなった。潮流の変化で砂が流され、藻場が砂で埋まり海草の生息環境が激減したことが原因と思われる。汚濁も事業者は定点観測で変化なしとするが、2009年の春以後、これまで緑のジュータンのように広がったアーサや緑藻類が全く発芽せず愕然たる状況が続いている。

### 3 砂州の変化、消滅

干潟の沖合1キロ先にフジイロ砂州が南北方向に伸びているが、S字型に変形し砂の流出が一段と大きくなっている。船の通り道も今や完全にふさがってしまった。また県総合運動公園前の砂州は砂が完全に無くなってしまった。アセスでは全く予測すらされていない事態がおこっている。

### 4 サンゴ類の未調査、健全なサンゴの移植問題

護岸で仕切られた1区内にはスギノキミドリイシなどのサンゴたちがいきいきと生息していた。事業者は1区内にはサンゴは無いと当初は表明、私たちの指摘に1%未満なので保全はしないとの驚くべき対応。のちにこっそりと健全なサンゴを剥ぎ取って移植。国際サンゴ礁年のことだ。

### 5 ウミガメも産卵、生物多様性の宝庫を破壊するでたらめな計画

干潟域での貝の出現数530種以上は全国一。海草、貝、カニ、魚、ゴカイなど新種が続々と発見されるなど、泡瀬干潟は沖縄の宝、世界の宝と言える。アセスではまったく指摘されてこなかった環境の重要性に帯する欠如。

### 6 ビーチに投入する砂の汚濁問題

砂の汚濁、拡散。周辺への影響が今後、大きな問題点となる。

# 泡瀬干潟埋め立て事業の問題

## 2) 合理性のない土地利用計画

泡瀬干潟を守る連絡会事務局長

前川 盛治

### ◎これまでの経過（概略）

1998年以前、県・市の事業（リゾート地）、実現性なし

1998年、国の参画（新港地区東埠頭浚渫土砂処分場としての埋立）、アセス実施

2000年、アセス評価書3月、埋立認可・承認12月

2001年、泡瀬干潟を守る連絡会結成、大型海草移植実験、住民投票条例

2002年、海上工事着工

2004年、サンゴ、新種（ホソウミヒルモなど）

2005年、訴訟

2007年、沖縄市「1区推進・2区困難」12/5

2008年、那覇地裁判決「経済合理性はない、公金支出差し止め」11/19

2009年、民主党政権9/16「無駄な公共事業中止」、「1区中断・2区中止」9/17、泡瀬採算性なし  
10/3,4

2009年、高裁判決「経済合理性はない、公金支出差し止め」確定10/30、工事完全に中断

2010年、前原大臣（当時）「泡瀬埋立と新港地区東埠頭浚渫連動していない、させない」3/23、沖  
縄市案発表7/30、重点港に中城湾復活8/03、沖縄市案を国が了承、国工事再開表明8/03、  
地方港湾審議会12/23、

2011年、交通政策審議会港湾分科会3/03、国・県「埋立一部変更」手続き開始4/26、告示縦覧（5/17  
～6/06）、沖縄市議会同意決議6/13、監査請求却下6月末？、埋立認可承認8月頃？

### ◎沖縄市案（2010年7月30日）の合理性のなさ

- ・市案が出来るまでの問題（検討会議、市民部会意見無視、採算性合理性検討無し）
- ・市案発表7/30から国への提出8/03までの問題点
- ・需要予測（観光客数、宿泊数、東部海浜開発地区を訪れる観光客）
- ・様々な需要予測（商業施設、医療施設、マリナー、小型船だまりなど）
- ・沖縄市の財政に与える影響（税金、経済波及効果、公債比率）
- ・環境に与える影響

### ◎国・県の埋立変更手続きの問題点

- ・3/11東日本大震災後の手続きなのに、津波・液状化・高台避難・アクセス道路対策なし、その費用が市財政に与える影響検証見直し無し
- ・合理性のない沖縄市案を全て正しいとして計画
- ・地盤高が変更前（H12年）よりも低くなっている（県5m→4m、国6.5m→6.3m）
- ・購入土砂、公共工事残土が使われる

- ・工事費明細が説明できない
  - 埋立面積縮小（半減）なのに、工事が増える（24億円増）ことが説明できない
  - 新港地区の浚渫工事費が説明できない

### ◎環境への配慮無し

- ・新しい事業なのにアセスが実施されていない
- ・1区内、中止になった2区のことを触れられていない
- ・環境省ラムサール条約登録潜在候補地選定を無視
- ・環境省意見（埋立回避、埋め立て面積縮小、新港地区浚渫土砂優先利用）が無視
- ・生物多様性COP10議長国の責任放棄

### ◎ 無駄な公共事業を止めさせよう

- ・新たな訴訟（7月提訴？）への支援を、アセスの改善を、国の政治（環境保全）改革

# 大規模開発型公共事業による環境破壊とたたかった 2つの裁判の経験から

—博多湾人工島埋立事業公金支出差止訴訟と諫早湾干拓事業開門訴訟—

よみがえれ!有明訴訟弁護団事務局長/ラムネット共同代表  
弁護士 堀 良一

## 1 はじめに

この20年来、わたしは、湿地保全を目指す市民運動にかかわりながら、湿地を破壊する2つの大規模開発型公共事業を対象とする訴訟に取り組んだ。博多湾人工島埋立事業と諫早湾干拓事業がそれである。いずれも、無駄で有害な公共事業として、計画段階から、多くの批判を浴びた事業である。

博多湾人工島埋立事業を対象とする訴訟では、1998年3月の判決で、裁判所は、環境アセスメントや事業の進め方について厳しく批判しながら、結局、請求を棄却し、敗訴に終わった。12年後の2010年12月の諫早湾干拓事業の判決では、裁判所は、漁民の請求を認め、事業で設置された潮受堤防排水門の開門を命じた。

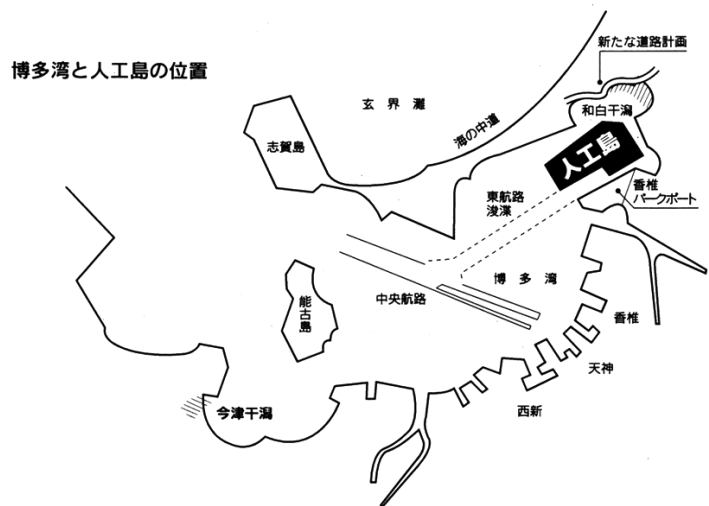
本稿では、2つの裁判の異なる結論は何に起因するのか、そこから導かれる教訓は何かということについて考察したい。

## 2 博多湾人工島埋立事業とこれに対する訴訟

### (1) 事業の概要と問題点

博多湾人工島埋立事業は、1989年に博多湾港湾計画で策定された事業で、博多湾東部の和白干潟の目と鼻の先の浅海域を401haに渡って埋め立てて人工島を造成するというものである。目的は、新たな港湾施設の建設と、住宅用地や産業用地の造成。事業費は約4600億円、国が港湾施設の一部の工事を担当するほかは、大部分が福岡市と福岡市が出資する第3セクターによって造成される。

埋め立てられるのが渡り鳥の生息地として知られる和白干潟の前面であり、和白干潟の環境劣化をもたらすこと、埋め立てられて消滅する浅海域は和白干潟と一体になって渡り鳥の生息地としての機能を果たしており、事業目的には、そうした貴重な自然環境を破壊するだけの合理性がないことから、計画当初から反対運動が繰り広げられた。



### (2) 事業と訴訟の経過、判決の概要

人工島埋立工事は、環境アセスメントの手續と公有水面埋立法上の埋立免許を経て、1994年7月に着工された。着工直前の同年4月に事業者である福岡市を相手に公金支出差止訴訟が提起され、

同訴訟は1997年4月に結審し、翌1998年3月に判決が言い渡された。

判決は、環境アセスメントや手続について厳しく批判しながら、結局、福岡市の公金支出を違法とは認定しなかった。

判決は、人工島埋立の環境アセスメントについて、次のように批判している。

「その内容において決して軽視することができない問題点があるものといわざるを得ない」、「厳しい批判を免れない」、「環境影響評価として本来備えていなければならない筈の科学的で客観的な性格とはやや異質なものを感じさえする」、「博多湾の東部海域が400ヘクタールも埋め立てられてしまうことによる自然環境への重大かつ深刻な影響を軽視している嫌いがありはしないかということが懸念される」

また、事業の進め方についても、次のように述べ、判決は厳しく批判している。

「このような福岡市の対応に照らすと、同市は、本県整備事業の推進に急な余り、反対意見に真摯に耳を傾ける姿勢に欠けるところがあったものと見ないわけにはいかない」

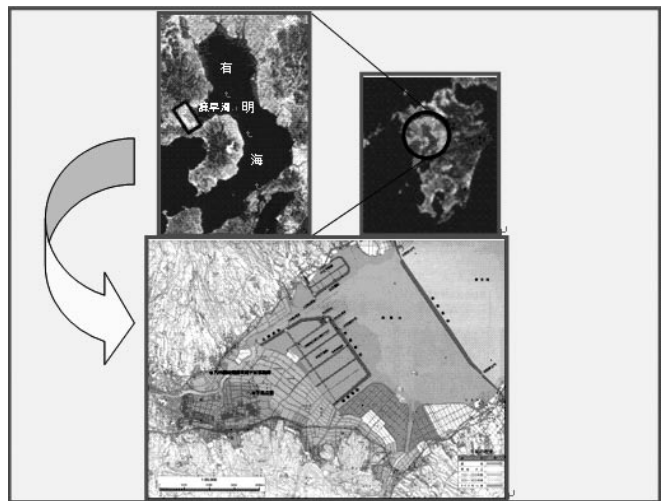
このような認定を踏まえ、判決は「この際、本件整備事業を抜本的に見直すというようなことさえ一つの政治的な決断として考えられないではない」と述べて、福岡市に異例の注文を付けた。しかしながら、結局、結論としては、法的判断として違法とまで認定することはできないとして、請求を棄却した。

### 3 諫早湾干拓事業とこれに対する訴訟

#### (1) 事業の概要と問題点

諫早湾干拓事業は土地改良法に基づく国営事業であり、有明海の内湾である諫早湾の奥部約3500haを全長約7kmの潮受堤防で締め切り、その内部に約2600haの淡水の調整池と約900haの土地を造成するという事業である。事業費は約2600億円。目的は、畑作用の農地造成と、高潮対策や、過去、大規模洪水に見舞われた背後地域の洪水防止、広範な海拔ゼロメートル地域が広がる背後地の排水不良の解消を内容とする防災である。

干拓事業によって消滅する諫早湾干潟とその前面浅海域は、多くの魚介類をはぐくむ生物生産性の高い自然環境であり、日本でも有数の渡り鳥の渡来地である。農地造成や防災という事業目的には合理性がなく、この事業によって、日本有数の自然環境が破壊され、有明海漁業に深刻な影響を及ぼすことから、計画段階から、反対運動が繰り広げられた。



#### (2) 事業と訴訟の経過

事業は、環境アセスメントと公有水面埋立法上の手続を経て、1989年に工事着工。

環境アセスメントでは、影響は軽微とされたが、工事着工後まもなくすると、工事区域外の諫早湾に漁業被害が発生し、潮受堤防が締め切られた1997年4月以降は、漁業被害は有明海全域に広がった。潮受堤防の締め切りにより、潮流が変化し、海域が成層化して、赤潮、貧酸素水塊が発生しやすくなったことなどの漁場環境の変化が原因であった。

2000年暮れから2001年にかけて、大規模な赤潮の発生で、有明海漁業の主力であった海苔養殖

業が歴史的な不作におそわれたことから、工事に反対して多くの漁民が立ち上がり漁船デモが繰り返され、その結果、事業主体の農水省は第三者委員会を設置せざるをえない状況に追い込まれた。その第三者委員会は、潮受堤防排水門を開門しての調査を提言するが、農水省は、2002年4月にごく短期間の開門調査を行っただけで、中・長期の開門調査をサボタージュして事業を続行しようとしたため、同年11月に工事の差止を求めて提訴することとなった。

その後、裁判所は2004年8月に工事中断の仮処分決定を出して工事はいったん止まるが、2005年5月に高等裁判所で決定は覆された。2008年3月に事業は完了し、同年4月から干拓地で営農が開始されるが、その間、裁判は、請求の趣旨を工事中止から潮受堤防の撤去と潮受堤防排水門の開門に変更して続き、2008年6月に地方裁判所において開門を命じる勝訴判決が出た。この判決は2010年12月に高等裁判所で維持され、国が上告しなかったことから開門判決は確定した。

## 4 2つの裁判はどこが違うのか

### (1) はじめに

国や自治体が行う大規模開発型の公共事業から環境を守ろうとすると、市民運動も訴訟も、大きな困難にぶつかる。それは公共事業の手續と理念のなかに、環境の保全が市民の権利としてきちんと位置づけられていないことによるところが大きい。

いずれの裁判も、裁判所に対して、それまでにない決断を求める裁判であった。その意味では、どちらもチャレンジの裁判である。では、同じようにチャレンジしたにもかかわらず、一方で敗訴し、他方で勝訴した原因は何か。

それぞれの訴訟の敗因と勝因を分析し、両者の違いについて考えてみたい。

### (2) 博多湾人工島埋立事業に対する訴訟の敗因

博多湾人工島埋立事業の提訴時には、工事開始が直前に迫っていた。当然のことながら、裁判の課題は、工事をできるだけ早期に食い止めるということである。

有利な条件としては、博多湾では1980年代初めから埋立反対の市民運動があり、埋立の影響や環境アセスメントの批判的検討を行う研究者が存在することである。環境アセスメントについては、批判する材料が十分にあった。

他方、それでも裁判をおこす場合には、次のような困難があった。

工事差止の民事訴訟を起こすには、差止の根拠となる権利の点で弱点がある。周辺海域では、すでに埋立を前提に漁業権が消滅している。そうなると、侵害の対象となるのは、せいぜい市民のアメニティの利益である。環境権は裁判所で簡単には認められないし、人格権で構成するにしても、差止の根拠とするには弱い。埋立免許取消の行政訴訟を提起するには原告適格の壁があって、これを突破することは難しい。

そこでやむなく選択したのが、地方自治法に基づく埋立工事への公金支出差止の住民訴訟であった。しかし、住民訴訟の場合、埋立免許が下りている事業だから、これに対する公金支出を違法とするには、高度の違法性を主張、立証しなければならない。

この訴訟が敗訴したのは、この高度の違法性のハードルをクリアできなかったからである。

判決は、違法性の基準について、「埋立免許が著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵がある場合」として、環境アセスメントや手續について厳しい認定をしながらも、「しかしながら、本件環境影響評価及び本件評価書はおよそ環境影響評価の名に値しないものというべきかといえ、そこまで決めつけることはできないし、それ故、福岡市が一応の環境影響評価の義務を果たしていることを否定することもできない」として請求を棄却した。



当時、環境影響評価法が制定されておらず、環境アセスメントは閣議決定にもとづく行政対応にすぎなかったこと、公有水面埋立法が1921年制定の古い法律で、埋立を前提とした利害関係の調整という面が強く、環境配慮の条項がその後の改正で盛り込まれたものの、環境面から埋立を厳しく規制するという構造ではなかったことなども少なからず影響しているものと思われる。

結局、この訴訟は、第一審の判決で、環境アセスメントや手続に関する厳しい批判的な認定を得たことから、最小限の目的は達成したとの評価のもと、後は、この判決を材料とした市民運動の力に委ねることにして控訴せず、確定した。

それでは、本当にこの訴訟は、環境アセスメントや手続に関する批判的な認定を獲得するだけで精一杯だったのか、勝訴することはありえなかったのか。その点を、さらに諫早湾干拓事業との関連で考えてみたい。

### (3) 諫早湾干拓事業の訴訟での勝因

諫早湾干拓事業の場合は、すでに工事が94%終了した段階での訴訟であり、勝訴が極めて困難という点では、博多湾人工島埋立事業の場合と何ら異ならない。

因果関係に関する資料が必ずしも十分ではないなかでの法的因果関係の認定、差止と事業の公共性の関係など、超えなければならない論点はたくさんあった。

わたしたちは、この訴訟を勝訴に導く鍵は、漁業被害の深刻さを徹底して裁判所と政治家と世論に訴えかけることであると考えた。「被害に始まり、被害に終わる」というのが、日本の公害訴訟の教訓である。被害の実態をきちんと裁判所に伝え、裁判官の良心を動かし、他方、国会内には被害を救済すべきであるという政治家が少なからず存在し、圧倒的な国民世論が被害救済を求めるという構図のなかでこそ、裁判所の思い切った判断を期待することができる。

そこで、この訴訟では、提訴以来、毎回の法廷で漁民原告が意見陳述を行い、深刻な被害の実態について、被害者である漁民自らの口で裁判所に訴えた。漁業被害の深刻さの訴えは、研究者の良心的な取り組みも呼び起こし、この訴訟の係属中も、次々に新しい研究成果が発表され、それらは、その都度、わたしたちの主張・立証活動に取り入れられた。国会においては、全ての政党の国会議員を回り、漁業被害の実態と被害救済の必要を訴えた。工事中止の仮処分決定が高等裁判所で覆された後は、さらに国会議員への働きかけを強め、全国会議員に200通を超えるニュースレターを配布した。地方裁判所での勝訴判決の前には、与野党を問わず、この事業に批判的な観点から国会での質問が行われるようになり、地方裁判所での勝訴判決は全てのマスコミが歓迎し、国は控訴はするものの、それまで頑なに拒否していた潮受堤防排水門の開門を検討すると言わざるをえなくなった。

深刻な漁業被害を余すところなく訴えた裁判内外での取り組みの成果は、因果関係の主張・立証の困難さを漁民側に不利益に扱わなかった裁判所の次のような判断に現れていると言えるだろう。

#### (工事中断仮処分決定)

そもそも債権者らと債務者の間には人的にも物的にも資料収集能力に差が存するのであって、かかる債権者ら・債務者間の能力差を全く無視し、債権者らのみによれば上記の自然科学的証明にも近い高度の立証を求めるのは民事保全手続においても妥当する公平の見地からは到底是認し得えないというべきところ、さらに、債務者は、自らノリの不作等の原因を調査する方法等について提言を受けるべくノリ不作等検討委員会を設置し、同委員会が「諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解」において可及的中、長期の開門調査を提言し、同調査は本件事業による影響の検証に役立つとしたにもかかわらず、債務者は未だかかる中・長期開門調査を実施していない状況であり（中略）、その経緯に鑑みれば、むしろかかる提言に沿った中、長期開門調査が行われないことによって事実上生じた「より高度の疎明が困難となる不利益」を債権者らの方に負担

させるのはおよそ公平とはいいがたい。

#### (開門地裁判決)

現状において、中・長期開門調査を除いて、本件潮受堤防による影響を軽減した状況における観測結果及びこれに基づく科学的知見を得る手段は見出し難いにもかかわらず、漁民原告らにとって、被告管理に係る本件各排水門の操作を行うことができないのは明らかである上、多大な人員費用の負担を必要とする有明海の海況に関する詳細な調査を漁民原告等に要求することも酷に過ぎるから、漁民原告らに対し、本件事業と有明海における環境異変等との因果関係の有無につき、これ以上の立証を求めることは、もはや不可能を強いるものといわざるを得ない。(中略)被告が中・長期開門調査を実施して上記因果関係の立証に有益な観測結果及びこれに基づく知見を得ることに協力しないことは、もはや立証妨害と同視できると言っても過言ではなく、訴訟上の信義則に反するものといわざるを得ない。したがって、上記の関係では、被告において、信義則上、中・長期の開門調査を実施して、因果関係がないことについて反証する義務を負担しており、これが行われていない現状においては、上記の環境変化と本件事業との間に因果関係を推認することが許されるものというべきである。

こうした因果関係に関する立証の負担軽減論、訴訟上の信義則論などには、深刻な漁業被害に真摯に向き合い、法の根底にある正義を実現しようとする裁判所の強い意志が伺われる。

2010年12月の高等裁判所の判決では、立証の負担軽減論や訴訟上の信義則論などの論理を展開することなく、裁判所は「事実を総合すると、本件潮受堤防の締切りによって(中略)漁業被害が発生した蓋然性が高いというべきであり、経験則上、本件潮受堤防の締切りと上記漁業被害との間の因果関係を肯定するのが相当である」と従来の判例の枠組みのなかで漁民の勝訴を導いた。法律審である最高裁への上告を許さず、この段階で紛争を解決しようとする裁判所の強い意志を感じ取ることができる。

## 5 教訓は何か

以上、わたしが取り組んだ大規模開発型公共事業をめぐる2つの裁判の敗因と勝因について考察した。

それでは、改めて振り返って、博多湾人工島埋立事業の訴訟は敗訴することが必然だったのか。困難さを打ち破ることは不可能だったのか。

いうまでもなく、それぞれの訴訟は対象となった事業の性格も、訴訟形態も、訴訟を提起したタイミングも、訴訟が継続した時期も異なっており、原告が有していた権利も違う。それに応じて、困難さの質は異なっている。しかし、わたしは、結果を分けたのは、それぞれの訴訟の困難さの質の違いではないと考えている。

諫早湾干拓事業の訴訟では、この事業の問題の本質を深刻な漁業被害をもたらせたことととらえ、それを前面に押し出して訴訟活動を行った。そして紛争解決のためには、法廷での活動にとどまることなく、法廷外での活動を精力的に行って、裁判における正義を裁判官とともに実現することができた。

博多湾人工島埋立事業の裁判ではどうだったか。裁判所が、環境アセスメントや手続に関するあれだけの強い批判的な認定をしながら、それをもって事業には高度の違法性ありと認定することができなかつたのは、やはり、裁判における正義の実現に徹しきれなかつたからであろう。そして、それは多くの市民がなぜ人工島埋立事業に反対するのか、その思いを人権課題として正面から提起し、ひろく世論の支持を得ていくという、わたしたちの側の活動に不足があったためと考えざるを

えない。そういう中途半端さは、地方裁判所の判決が環境アセスメントや手続について批判的な判断をしたことに満足し、敗訴判決であるにもかかわらず、控訴せず、高等裁判所での闘いを放棄してしまったことに端的に表れている。

## 6 おわりに

諫早湾干拓事業の訴訟弁護団の団長を務める馬奈木昭雄弁護士は、いつも、こう言っている。

わたしたちは負けない。なぜなら、勝つまで闘うからだ。

今、2つの訴訟を振り返って、改めて、この言葉を噛みしめてみたい。

訴訟において、過去になかった新たな前進を実現するためには、理論面や訴訟活動の工夫と共に、紛争の本質を正しくとらえ、正義の実現に向けて、裁判所を揺り動かす、不退転の決意が不可欠である。

現在、わたしが取り組んでいる諫早湾干拓事業では、訴訟によって潮受堤防排水門が開門されることは確定した。しかし、開門は深刻な漁業被害を一掃し、有明海を再生させるという目標からは、初歩的な成果にすぎない。今後、実際に円滑な開門を実現し、さらに有明海の再生にむけて、終了した事業に必要な見直しをさせるには、まだまだ、多くの困難が待ち受けている。

その困難を思うとき、馬奈木団長の言葉が、いつもわたしたちを奮い立たせ、勇気を与えてくれるのである。

# 日本における環境アセスメント訴訟の現状と課題

大阪大学大学院法学研究科教授

大久保 規子

## 1 日本のアセス訴訟の特徴

- (1) 自治体アセスをめぐる紛争の多さ
- (2) なお顕著な原告適格の壁
- (3) 住民訴訟の意義と限界
- (4) アセスの要否をめぐる紛争の多発
- (5) アセスの実施・再実施を求める訴訟の登場

## 2 アセス訴訟における違法性の判断基準

### (1) アセスの不実施

### (2) 手続違背のアセス

#### ①環境影響評価法施行前の事例：和白干潟訴訟

- ・およそアセスの名に値しないとまで決めつけられないとして請求を棄却

#### ②最近の判例：アセスの瑕疵をより子細に検討

##### (a) 先行的な調査

- ・石垣空港訴訟（那覇地判2009年2月24日）

環境影響評価を行うに先立つ手続として方法書の手続を定めた法の趣旨を没却しかねないもの

##### (b) 調査方法・項目，調査結果の分析・評価

- ・阪神鉄道西大阪延伸線事業訴訟（大阪地判2008年3月27日）

汎用性・信頼性が高い森藤式に準拠して鉄道騒音の予測を行っているかどうか，その予測結果が学識経験者の検討を経て作成された騒音対策指針値を下回っているかどうかは本件環境影響評価書の信頼性を左右する事柄

- ・上記工事施行認可に係る大阪高判2007年10月25日（判タ1264号138頁）

騒音に係る環境影響評価書の記載の一部に過誤

→当該部分を騒音の判断資料とするのは相当でない

- ・圏央道あきる野IC訴訟1審判決（東京地判2004年4月22日判時1856号32頁）

より厳格な環境基準を適用すべきであった地点においてまで緩やかな環境基準を適用しているのであり，誤った基準を用いることによって騒音による被害の発生を過小に評価

・石垣空港判決（2011年6月9日）

(c) 参加手続の瑕疵

**(3) アセスの結果反映に関する瑕疵**

・小田急高架化訴訟1審判決（東京地判2001年10月3日判時1764号3頁）

高架式を採用すると相当広範囲にわたって違法な騒音被害の発生するおそれがあったのに、これを看過するなどアセス結果を参酌するに当たって著しい過誤がある

**4 今後の展望**

**(1) 海外の動向**

① 環境団体の訴権の拡大

② アセス法違反の統制

**(2) 日本の方向性**

ラムネットJ シンポジウム in 沖縄  
湿地保全と私たちの社会  
第2部 ユースの力で変えよう！  
— Good Practice from OKINAWA —

【パネリスト】

■岡田和樹

1986年広島県三原市出身。2005年竹原市にある「ハチの干潟」の埋め立て計画に対して、そのままの干潟を受け継ぎたいと活動を始める。2年後に計画は取り下げに。以後日本各地140ヶ所の干潟をまわる。また、2009年から日本最後の新規立地上関原発計画に対し、漁師さんたちとともに海の上で、カヤックに乗り建設を止めている。申し入れやハリスト、デモなども呼び掛けて行っている。三原市内の小学校で水辺教室をしながら、有機・無農薬での新規就農を目指して農家で研修中。ハチの干潟調査隊（代表）、市民ひがた交流会（共同代表）、環瀬戸内海会議（役員）、三原市水辺教室（講師）、広島平和教育研究所（環境部門）、上関原発を考える広島20代の会（呼びかけ人）、原発・核兵器なしで暮らしたい人々（呼びかけ人）、上関原発止めよう！広島ネットワーク（会員）

■桑江なおや

沖縄市泡瀬に住み、泡瀬干潟で遊び癒やされ過ごしてきた学生時代を送ってきた。ある日、泡瀬干潟・浅海域を埋め立てる計画が持ち上がり、自分の大切な場所が無くなるのは「イヤだ！」という思いを強くする。当時、埋立に異議を唱える「泡瀬の干潟で遊ぶ会」に係わることをキッカケに市民運動に参加することになった。現在、泡瀬干潟を守る連絡会の幹事として、泡瀬干潟をより知って貰いたいと観察会や学校での学習会などを行う傍ら、沖縄の環境問題をより学びたいと「沖縄環境ネットワーク」に入り基地問題、ゴミ問題等活動の幅を拡げる。泡瀬干潟を守ることを公約の全面に掲げ、昨年9月沖縄市議会議員に当選。現在、沖縄市議会議員として、新たな埋立計画を議会で追及する。沖縄市議会議員、泡瀬干潟を守る連絡会幹事、沖縄環境ネットワーク事務局。

■KEN子（ケンコ）

肩書き：ミュージシャン。音楽イベント&レーベル「ClapHands!!」主宰。ラジオ番組の制作&出演、フリーライター、結婚式やイベントのMCの傍ら、居眠り系ユニット「すべりだい」ウクレレVo.としてもソロでもマイペース活動中。辺野古、泡瀬干潟、高江

など沖縄の環境問題を中心に全国の現場に足を運び、トークライブやコラム、webなどで伝える&行動する「沖縄エコ番長」。辺野古、泡瀬干潟、高江など沖縄の環境問題を中心に全国の現場に足を運び、トークライブやコラム、webなどで伝える&行動する「沖縄エコ番長」。

#### 【コーディネーター】

##### ■宇田川飛鳥

大学生の時に関東や沖縄の漁村の文化に興味をもつ。その後、韓国の漁村に関心を広げ、文化や歴史を調べるうちに西海岸で進行しているセマングム大規模干拓事業を知る。大学院に入学後は、干拓事業のまっただなかにいる沿岸の扶安郡の漁村に住みながらその生活を調査中。諫早湾が閉め切られた衝撃的な映像と、セマングム大規模干拓の巨大な防潮堤が重なって見える。ムサール・ネットワーク日本会員、慶應義塾大学社会学研究科後期博士課程

##### ■原野スキマサ（はらのすきまさ）

1960年、伊勢平野の農村部に生まれる。大学で社会福祉学・心理学を学び、卒業後は心療内科で心身症などの治療に従事。この頃から“現代人の健康と環境”についての考察をはじめ。現在、フリーランスで企画・編集・執筆（医療・健康、教育、環境、サブカルチャーなど）を行う。国連生物多様性の10年市民ネットワーク（UNDB市民ネット）幹事、食と農から生物多様性を考える市民ネットワーク（食農市民ネット）副代表、ラムサール・ネットワーク日本理事、バイオダイバーシティ・インフォメーション・ボックス代表理事、表浜ネットワーク世話人。